

新型コロナウイルス対策事業について

1 飲食店テイクアウト・デリバリー支援事業

新型コロナウイルスの感染拡大により経営上の影響を受けている区内の飲食事業者に対し、テイクアウト又はデリバリーの実施に要する経費を補助することにより、区民のテイクアウト又はデリバリーの利用を促進し、地域経済の活性化に資することを目的とする。

(1) 対象

中小企業基本法に定める中小企業者(個人事業者又は法人事業者)が営む区内飲食店舗

(2) 補助対象経費

- ①商品割引、サービス品の提供等の還元金額相当分
- ②容器等の消耗品購入経費 (①を実施した場合に限る。)

(3) 補助額

上限10万円 (申請は1店舗1回のみとする。)

(4) 対象期間

令和3年1月8日から緊急事態宣言が解除されるまでの期間

(5) スケジュール

令和3年1月25日 申請受付開始

2 新型コロナウイルス対策 事業多角化・業態転換資金 (区融資あっせん制度)

(1) 制度概要

対 象 事業多角化または業態転換を計画する中小企業者であり、以下の①②のいずれかに該当すること。

- ①申請日を基準とした直前1か月間の売上高又は営業利益が前年同期又は令和元年同期に比べ減少していること。
- ②創業1年未満の場合は、直前1か月間の売上高又は営業利益が直前3か月間の平均に比べ減少していること。

使 途 運転資金または設備資金

融資限度額 ①運転資金 1,000万円以内 (代表者が区民の場合は1,200万円以内)
②設備資金 1,500万円以内 (代表者が区民の場合は1,800万円以内)

返済期間 ①運転資金 6年以内 ②設備資金 7年以内
(①、②ともに元金据置6か月を含む。)

契約利率 1.7% (区利子補給 1.7%、本人負担 0%)

(2) 信用保証料の補助

- ・区は、事業者が負担した保証料額のうち30万円を上限として補助する。
- ・信用保証料の補助は1事業者1回のみとする。

(3) スケジュール (予定)

令和3年2月初旬 申請受付開始